

松本市告示第485号

松本市災害時協力井戸の登録に関する要綱を次のように定める。

令和6年8月6日

松本市長 臥雲 義尚

松本市災害時協力井戸の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、水害その他の災害により生じた断水時における市民のトイレ、洗面、洗濯等に使用するための雑用水(以下「生活用水」という。)を確保するため、市内に所在する井戸の所有者の協力を得て、当該井戸を災害時協力井戸として登録することについて必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 災害時協力井戸として登録することができる井戸は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

市内に所在すること。

災害時において市民その他被災者へ生活用水の円滑な提供が行えるよう、井戸の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)により継続的かつ適正に管理されていること。

生活用水として使用できる水質であること。

現に生活用水のために使用されているものであって、将来にわたって引き続き使用されるものであること。

災害時に無償で井戸水を提供できること。

災害時協力井戸が所在する旨の標識を、近隣の市民が認識しやすい場所に設置できること。

市がホームページ等に災害時協力井戸に係る情報を公表することについて、所有者等が同意すること。

(利用条件の周知)

第3条 市長は、災害時に災害時協力井戸を利用しようとする者に対し、次に掲げる事項の周知を図るものとする。

災害時協力井戸の利用は、所有者等の厚意によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。

災害時協力井戸の利用は、災害による断水時に限ること。

災害時協力井戸の利用時間は、原則日の出から日没までとすること。

停電等により災害時協力井戸が利用できない場合があること。

所有者等から災害時協力井戸の利用に関する指示を受けた場合、その指示に従うこと。

(登録の申請)

第4条 災害時協力井戸の登録を受けようとする所有者等(以下「申請者」という。)は、松本市災害時協力井戸登録申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出するものとする。

(登録の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、登録の可否を決定したときは、松本市災害時協力井戸登録結果通知書(様式第2号)により当該申請者に通知し、災害時協力井戸として登録することを決定したときは、当該決定に係る通知を受けた申請者(以下「登録者」という。)に災害時協力井戸であることを示す標識(以下「登録標識」という。)を交付するものとする。

(登録者の責務)

第6条 登録者は、災害時において市民等が災害時協力井戸を円滑に利用できるよう努めるものとする。

2 登録者は、前条の規定により交付された登録標識を適切に管理し、災害時協力井戸周辺の見やすい場所に掲示しなければならない。

(登録期間)

第7条 災害時協力井戸の登録期間は、登録した年度から3か年度とする。ただし、当該登録期間の満了する1か月前までに、市長又は所有者等のいずれから異議の申出がない場合は、期間の満了から更に1年間その効力を継続するものとし、以後この例によるものとする。

(登録内容の変更)

第8条 登録者は、登録内容に変更があったときは、松本市災害時協力井戸登録内容変更届出書(様式第3号)により市長に届け出るものとする。

(登録の取消)

第9条 市長は、次のいずれかに該当するときは、災害時協力井戸の登録を取り消すものとする。

登録者から松本市災害時協力井戸登録取消申請書(様式第4号)により災害時協力井戸の登録の取消しの申出があったとき。

第2条に掲げる要件を満たさなくなったとき。

その他市長が災害時協力井戸として登録することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、松本市災害時協力井戸登録取消通知書(様式第5号)により、登録者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた登録者は、第5条の規定により交付された登録標識を市長に返還しなければならない。

(維持管理)

第10条 災害時協力井戸は登録者の責任において維持管理するものとし、市は井戸に関する設備の修繕、水質検査等を行わないものとする。

(損害賠償)

第 1 1 条 災害時協力井戸の運営又は利用に伴う事故等によって生じた損害については、市長及び登録者はその責を負わない。

(補 則)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

（宛先）松本市長

申請者住所
申請者氏名
電話番号
電子メール

松本市災害時協力井戸登録申請書

松本市災害時協力井戸の登録に関する要綱第 4 条の規定により、次のとおり災害時協力井戸の登録を申請します。

（☐欄には、該当するところに を付してください。）

井戸の所在地	松本市
井戸の所有者	住所 氏名 電話番号
井戸の管理者 (所有者と異なる場合)	住所 氏名 電話番号
所有の区分	☐ 個人所有 ☐ 事業所所有 ☐ 共同所有 ☐ その他
汲上げ方法	☐ 電動ポンプ ☐ 手動ポンプ ☐ その他（ ）
使用状況	☐ 日常的に使用している。 (☐ 飲料水 ☐ 生活用水(洗濯・掃除・風呂等) ☐ その他) ☐ 日常的に使用していない。
水質検査	☐ 水質検査を定期的の実施している。 (直近の検査年月日 年 月) ☐ 水質検査を実施していない。
個人情報等に関する同意	災害時防災井戸に関する次の事項について、市ホームページ等により公表することに同意します。 ☐ 所在地(必須) ☐ 汲上げ方法(必須) ☐ 所有者等氏名

様式第 2 号（第 5 条関係）

第 年 月 日 号

様

松本市長

松本市災害時協力井戸登録結果通知書

年 月 月付で申請のあった災害時協力井戸の登録について、松本市災害時協力井戸の登録に関する要綱第 5 条の規定により通知します。

記

申請者	
井戸の管理者	
井戸の所在地	松本市
結 果	☐ 登録 登録番号 : ☐ 登録不可 (理由 :)

(宛先) 松本市長

申請者氏名
申請者住所
電話番号
電子メール

松本市災害時協力井戸登録内容変更届出書

松本市災害時協力井戸の登録に関する要綱第 8 条の規定により、次のとおり
災害時協力井戸の登録内容の変更を届け出ます。

登 録 番 号		
井戸の所在地	松本市	
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 理 由		

年 月 日

（宛先）松本市長

申請者氏名
申請者住所
電話番号
電子メール

松本市災害時協力井戸登録取消申請書

松本市災害時協力井戸の登録に関する要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり災害時協力井戸の登録の取消しを申請します。

登 録 番 号	
井戸の所在地	松本市
取 消 理 由	該当する ☐ に 印を付けてください。 ☐ 災害時協力井戸を廃止した。 ☐ 井戸水を提供することができなくなった。 ☐ その他（ ）

第 号
年 月 日

様

松本市長

松本市災害時協力井戸登録取消通知書

年 月 月付で申請のあった災害時協力井戸の登録取消について、松本市災害時協力井戸の登録に関する要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 申請者
- 2 登録を取り消した井戸
登録番号
井戸の所在地
- 3 取消理由

市が交付した登録標識を返却してください。